

12. 子どもを守る行政の取り組み

① スクールガード・リーダーとスクールサポーターの役割の理解

規準 42b 校外での安全管理の取り組みについて問題点を把握し、その改善点を企画・実行できる。

ねらい：□□ 42b ⑦ スクールガード・リーダーやスクールサポーターの役割を理解し連携がとれる。

① スクールガード・リーダーとは

スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）とは、各自治体や教育委員会から委嘱された警察官 OB や教員 OB、民間警備会社の社員のことをいい、学校や児童の安全に関わる活動を行います。これは文部科学省が推進する「地域ぐるみの学校安全整備推進事業」の一環であり、平成 20 年度には全国で約 2,900 人に達しました。しかし、一人のスクールガード・リーダーが多数の学校を担当する地域が多く、年 2 回程度しか同じ学校を訪問できないというケースもありました。そこで文部科学省は平成 21 年度予算案の中で、スクールガード・リーダーを小学校 5 校に 1 人とし、全国で 4,500 人とすることを目標に掲げています。

② スクールガード・リーダーの役割

スクールガード・リーダーの活動の内容は、担当地域の学校を月 2～3 回、定期的に巡回し、学校の安全体制の評価と指導・助言、登下校時のパトロールや通学路の点検、危険な場所等の問題点について指導することです。訪問した当日に点検した危険箇所や児童の様子等を学校に報告するため、学校側はすぐに問題点の改善、児童への指導にあたることができます。

その他の活動は、地域の学校安全ボランティア（スクールガード）を対象とする講習会等で実践報告を行ったり、警備上の留意点や不審者を発見した場合の対応等の具体的事例に即した実践的な指導を行ったりします。また、PTA や地域から通学路の横断歩道や信号機の設置等の要望が出た場合は、一緒に協力し、最寄りの警察署に要望書を提出します。

③ スクールサポーター制度とは

スクールサポーター制度は、警察官 OB を各警察署の少年課や生活安全課に配置し、少年の非行防止支援や児童の安全確保、地域安全情報の把握と提供等を行う制度です。平成 22 年 4 月現在では 42 都道府県 576 人のスクールサポーターの登録が報告されています。

④ スクールサポーターの役割

スクールサポーターは警察署と学校・地域のパイプ役として教職員や PTA、各種関係機関、地域団体等と協力して、児童生徒の非行防止と規範意識の醸成、立ち直り支援を図るとともに、犯罪被害から子どもたちを守ります。

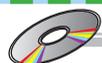
具体的な活動内容には、非行、いじめに関する助言や非行防止教室の実施、学校関係者と連携した街頭補導、学校施設や避難マニュアルの点検、地域ボランティアと連携した通学路のパトロール

▼スクールガード・リーダーとスクールサポーターの比較

	スクールガード・リーダー	スクールサポーター
所属・委嘱	文部科学省 市区町村の教育委員会より委嘱。	警察 会区警察署より委嘱し、少年課生活安全課に配属。
活動の範囲	小中学校	小中高等学校，専門学校
活動の内容	定期的に学校を巡回し，安全対策の評価や指導，児童の安全確保に関わる活動。 スクールガード（地域ボランティア）の指導育成。	少年の非行の防止活動。 学校における安全対策活動。 情報提供と広報啓発活動。
活動の目的	学校，地域と連携した地域づくり。	学校との警察の橋渡し役。

等があります。

また、教員への暴力や校内徘徊などの問題が多発している学校に一時的に駐在し、非行防止及び児童生徒の立ち直り支援を行います。場合によっては、スクールサポーターが中心となった校内サポートチームの立ち上げを行い、PTA・教職員と連携をとりながら、生徒指導上のアドバイスをを行う等、問題の解決にあたります。また、学校側との連携だけでなく、問題を起こした児童生徒宅への訪問や個別の相談を行う等、積極的にコミュニケーションをとり、サポートとケアを行います。



ビデオ教材 (ビデオ→子どもを守る行政の取り組み)

ビデオを見て、スクールガード・リーダー、スクールサポーター、保護師、民生委員の役割についてまとめてみましょう。

② 保護司の役割

規準 44b 保護司と連携した活動を実施できる。

ねらい： 44b ① 保護司の役割について説明できる。

44b ② 保護司と連携し、非行防止活動を実施できる。

犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は、社会の一員として、地域社会の中で生活を送ることになります。こういった人たちが、早期に更生できるように手助けするとともに、犯罪・非行の予防を図る活動を、更生保護と呼んでいます。

更生保護は、犯罪や非行をした人が自らの過ちと真摯に向き合い、再び犯罪に手を染めないよう、その立ち直りを支える制度です。更生保護の活動は、それぞれの地域社会を舞台として実施されることから、多くの民間人が、これらの活動に協力しています。その役割の一端を担っているのが、保護司です。

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的には、民間のボランティア）です。保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して、保護観察や犯罪予防活動に従事します。給与は支給されませんが、活動内容に応じて、一定の実費弁償金が支給されます。

保護司の定員は、保護司法により 52,500 人と定められており、近年、49,000 人程度で推移しています。

保護司法の第一条に、「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」と、保護司の使命が掲げられています。

① 保護司の活動

保護司になると、まず初めに保護司としての基本的な知識を身につけるための研修を受けます。その後も、経験年数や適性に応じて、各種の研修を受講します。研修は、主に保護観察官を講師として行われ、その内容は、関係法令の学習、面接の方法や報告書の作成方法の習得、事例研究など



保護司の定員は、保護司法により 52,500 人と定められています。近年、49,000 人程度で推移しています。

(出典：更正保護ネットワークホームページ)

多岐にわたります。

毎月の活動は、保護観察対象者が保護司の家を訪問したり、保護司が対象者の家を訪問したりします。そこで保護司は、対象者の最近の生活状況などについて話し合い、相談に応じて指導・助言を行います。また、保護司は毎月1回、これらの内容を「報告書」にまとめ、保護観察所に提出します。保護観察中に何か問題などが起こったときには、保護観察官に連絡し、アドバイスを受けます。

各地域には保護司会があり、定期的に会合や自主研修会等が行われています。保護司会には、総務委員会、社明委員会、研修委員会といった各委員会が組織されているところが多く、保護司はいずれかの委員会に所属してその活動に取り組みます。

②保護司と連携した非行の防止

近年の少年非行の動向を反映し、中学生が保護観察処分を受ける事案が増加しています。こうした保護観察対象者に対する保護観察の充実という観点から、学校との連携は重要といえます。

各地域の保護司会では、学校担当保護司が選任されているところも多く、主に地域内の中学校と連携が図られています。非行防止教室等で保護観察を通じて多くの問題を抱える青少年等とかかわってきた保護司の話をじかに聞くことは、非行を身近な問題として考える機会となり、非行防止教育の充実に繋がります。その際には、保護司の講話を聴くという形式だけではなく、民生委員やPTA、地域住民にも参加を要請し、子どもと保護司と地域住民とのグループ討論を行い、それぞれの立場から意見交換を行うことが大切です。

「社会を明るくする運動」及び「青少年を非行からまもる全国強調月間」などで開催される市民一斉清掃活動やクリーン作戦等に子どもや教員が多数参加し、保護司をはじめ自治会や子ども会、PTAの人達と交流することで、その後の非行防止教室で円滑なコミュニケーションを図ることができます。

関連

保護司の活動

保護観察…更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るためのきまりごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助ける。

環境調整…少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職先の確保などを行い、必要な受け入れ態勢を整える。

犯罪予防活動…犯罪や非行を未然に防ぐために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものである。毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間として、街頭キャンペーン、講演会、シンポジウム、スポーツ大会などを実施する。

参考ホームページ

- ・保護司について（法務省ホームページ）…保護司の制度や活動内容について解説されています。
http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo04-02.html
- ・学校と保護司／多様な取り組みで関わる事例…保護司と中学校の連携で行った非行防止の取り組みの事例
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mondai04/009.pdf
- ・関連：文部科学省 非行防止教室プログラム事例集
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mondai04.htm

③ 民生委員の役割

規準 47a 地域の防犯活動について、その内容を広めるための方法を理解し、実施することができる。

ねらい： □□ 47a③ 民生委員（児童委員）の活動を理解し協力の依頼ができる。

① 民生委員とは

民生委員は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、地方社会福祉審議会の意見を聞いて、知事または市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱します。

任期は3年で無給ですが、身分は非常勤・特別職の地方公務員です。児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねています。知事または市長が定める区域毎に民生児童委員協議会が組織され、定数が定められており、世帯の数によって委員の数が算出されます。また、担当区域を持つ児童委員とは別に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員は、民生児童委員39名以下の協議会には2名、40名以上の協議会には3名設置されています。

民生委員は、担当する区域の住民の生活を必要に応じて把握し、生活に関する相談や援助を行います。また社会福祉を目的とする事業者と連携し、社会福祉事務所やその他の関係機関と協力し、福祉の増進を図ります。

民生委員と児童委員の役割と関係

民生委員と児童委員は兼任

民生委員

- ・ 住民の生活を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談・助言・支援を行う。
- ・ 社会福祉事業者や関係機関と連携し、活動の支援、業務への協力を行う。

児童委員・主任児童委員

児童委員

- ・ 児童及び妊産婦の生活を適切に把握し、保護、福祉その他行政サービスにおける支援と増進を行い、児童の健やかな育成に関する気運の向上に努める。

主任児童委員

- ・ 児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整と児童委員に対する援助及び協力を行う。

②活動の内容

児童委員は児童福祉法により、児童や妊産婦の生活や環境状況を把握し、保護、保健等に関する援助や指導を行います。また児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携、支援を行い、児童の健全育成のための地域活動を行います。主任児童委員は児童委員の活動要領により、児童委員への協力・支援を行う他、市町村、児童相談所、学校等との連携を図り、児童や児童を取り巻く環境についての情報収集や地域ぐるみで子育てを行うための活動の啓発や企画等を担い、児童委員への協力・援助を行います。

児童委員・主任児童委員には守秘義務があるため、相談内容や個人情報、プライバシーに関することが他に漏れることはありません。「出産や子育てに不安がある」「子どもが言うことを聞かない」「しつけや成長のことで悩んでいる」「子どもがいじめにあっている」「学校に行かない」「虐待を受けていると思われる子どもがいる」などの不安、悩み、問題があるときに安心して相談することができます。民生委員法では、市域をいくつかの区域に分けて、「民生委員協議会」を組織することを民生委員に義務付けています。民生委員協議会は、民生委員が連携・協力し合うことにより職務を機能的かつ効果的に遂行するとともに、必要な知識や技術等の向上を相互に促進することを目的として組織されています。

③民生児童協議会とは

民生児童委員協議会（地域により名称は異なる場合がある）では、民生委員・児童委員とその活動を、より多くの地域住民の方々に知ってもらうことを目的に、さまざまなPR活動が全国的に展開されています。毎年、5月12日は「民生委員・児童委員の日」と定められており、この日の前後を中心に、全国各地で「街頭パレード」「1日民生委員・児童委員」などの取り組みが行われています。

また、民生児童委員協議会は、一般的に「民児協」と呼ばれています。民児協は都道府県、市区町村、学区単位で組織され、地区間の連携強化や情報交換等を図るため、定例会や研修会などを行っています。

全国民生委員児童委員連合会では、平成19年に「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言を定め、「安心して住み続けることができる地域社会づくり」「地域社会での孤立・孤独をなくす運動」「児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る」といった取り組みが展開されています。地域パトロールや清掃活動、見守り活動、あいさつ運動等、民生委員・児童委員の活動の一つです。

また、民生委員・児童委員は、地域住民の方々を見守りつつ、必要に応じて、適切な関係機関や団体につないでいく役割を担っています。関係機関との連絡会議等を通じて、日常的な情報交換や情報共有が進められています。



民生委員の役割

- ・住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。
- ・援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ，助言その他の援助を行う。
- ・援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う。
- ・社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し，その事業又は活動を支援する。
- ・福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力する。
- ・必要に応じて，住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
- ・児童委員の任務を行う。

児童委員の役割

- ・児童や妊産婦の生活や環境状況の把握をしておくこと。
- ・児童や妊産婦の保護，保健等に関する援助や指導を行う。
- ・児童福祉司や社会福祉主事への協力をする。
- ・児童相談所，福祉事務所等の関係機関との連携，支援を行う。
- ・児童の健全育成のための地域活動を行う。

主任児童委員の役割

- ・市町村，児童相談所，学校等との連携を図り，児童や児童を取り巻く環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。
- ・健やかに子どもを産み育てる環境づくりをめざして，地域ぐるみで子育てを行うための活動の啓発や企画等を担い，児童委員への協力・援助を行う。
- ・児童の権利の侵害や児童健全育成に好ましくないと思われる場合などについては，関係行政等への連絡や意見具申をする。
- ・生活保護法，身体障害者福祉法，老人福祉法などの法律に基づく個別世帯の指導援助等が必要となる場合には，民生委員に連絡して，必要な指導援助等を要請する。

参考ホームページ

・民生委員・児童委員について（厚生労働省ホームページ）／民生委員・児童委員の成り立ちや役割についてまとめられています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin.html>

・児童委員・主任児童委員活動事例集（文部科学省ホームページ）／小学校との連携の事例が記載されています。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2009/07/01/1262950_2.pdf